

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 3 号

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 1 条 多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年多久市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「その他規則で定める者」の次に「（第 1 7 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 8 条の 4 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 1 7 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 1 7 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度

（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１７条の３ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （１） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （２） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （３） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（多久市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条 多久市職員の育児休業等に関する条例（平成４年多久市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２１条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。